

令和4年1月7日

第38回 国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部
大臣指示

- 本日開催された政府の「新型コロナウイルス感染症対策本部」において、広島県、山口県及び沖縄県について、1月9日から1月31日までの間、まん延防止等重点措置を実施すべき区域とすること等が決定されました。
- 感染力が高いと言われるオミクロン株の、いわゆる市中感染の発生が各地で明らかになるなど、全国で新型コロナの感染が拡大していることを踏まえ、私からは、特に以下の取組について、改めてその実施の徹底を指示します。
- 公共交通機関や旅行業・宿泊業、建設業等の所管分野において、業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに基づき、車内等の消毒や換気といった感染予防対策の徹底を継続すること。
- ワクチン接種後のマスク着用や手洗いなどの旅行者の皆様に留意していただきたい基本的な感染防止対策を盛り込んだ「新しい旅のエチケット」について、引き続き、動画広告や公共交通機関での掲示等を通じて、周知を図ること。

- オミクロン株に対する水際措置の強化については、先月28日に、当面の間、継続するものとされたことを受け、関係部局においては、引き続き、関係省庁や関係事業者等と連携し、水際対策に万全を期すこと。

- 改めて、国土交通省の全ての職員一人一人が思いを1つにして、国家公務員としての高い自覚と緊張感をもち、自らの体調管理を徹底し、感染予防対策並びにそれぞれの業務に全力で取り組んでいただきますよう、よろしく願いいたします。

- 私からは以上です。